

記入例

離婚届

令和 年 月 日届出
長 殿

受理 令和 年 月 日		第 号		通知(送付) 令和 年 月 日		第 号	
書類調査		戸籍記載		記載調査		調査票	
附票		住民票		通知			
(フリガナ) 氏 名	夫 ニシワキ タロウ	妻 ニシワキ ハナコ					
生年月日	昭和63 年 1 月 11 日	平成2 年 2 月 22 日					
住 所 住民登録をしているところ	兵庫県西脇市下戸田	兵庫県西脇市下戸田					
	1 2 8 番地の 1	1 2 8 番地の 1					
本 籍 外国人のときは 国籍だけを書いてください	兵庫県西脇市下戸田 1 2 8 番地 1						
父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄	夫の父 西脇 ひふみ	続き柄	妻の父 播磨 一郎	続き柄			
	母 西脇 なな	長 男	母 神戸 須磨子	二 女			
右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください	養父	続き柄	養父	続き柄			
	養母	養子	養母 播磨 キタ	養女			
離婚の種別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 審判 年 月 日確定 ☐ 和解 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日認諾 ☐ 判決 年 月 日確定						
婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 ☒ 新しい戸籍をつくる 兵庫県西脇市黒田庄町黒田123 番地 4 播磨 華子						
未成年の子の 氏 名	父母双方が親権を行う子 西脇いろは 西脇ほへと 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子						
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、...	夫 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること... 妻 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること...						
住所を定めた年月日		夫 年 月 日		妻 年 月 日		連絡先 電話 1234-56-7890	
		夫 年 月 日		妻 年 月 日		自宅・勤務先 [] ・携帯	

昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

【未成年(18歳未満)の子がいる場合】

○子の親権について父母のどちらかまたは父母双方を選択し、該当する欄に子の氏名(フルネーム)を記入してください。
 ※親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てをしている場合、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の欄に子の氏名(フルネーム)を記入してください。
 親権を指定する審判の確定又は調停の成立後に、親権者指定届をする必要があります。審判による場合は審判書謄本及び審判確定証明書、調停による場合は調停調書の謄本を添付し届出を行ってください。

○親権者の定めについて真意に基づいて合意した旨にチェックを入れてください。
 ※親権者を定めても子の戸籍に変動はありません。子を離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所の許可を得て「入籍届」の届出が必要です。

(6) 同居の期間	平成 2 2 年 2 月から 年 月 まで
(7) (同居を始めたとき)	(別居したとき)
(8) 別居する前の住所	番地 号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1 農業だけまたは農家とその他の仕事を持っている世帯 ☒ 2 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の... ☐ 4 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯... ☐ 5 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年...令和 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(10) 夫妻の職業	夫の職業 < 国勢調査の年のみ > 妻の職業 < 国勢調査の年のみ >
その他	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 西脇 太郎 西脇 印 妻 西脇 華子 西脇 華子 印

★「消せるペン」は使用しないでください。
 必ず、消えないインクのペンで記入してください。

その世帯の主たる収入となっている方のお仕事についてチェックをしてください。

署名は婚姻中の氏で、本人がそれぞれ署名してください。
 押印は任意です。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意) 生年月日	西脇 ひふみ ひふみ 西脇 印 昭和 30 年 1 月 23 日	西脇 いつむ いつむ 西脇 印 大正 14 年 5 月 6 日
住 所	兵庫県西脇市下戸田 2 丁目 3 番 4 号	兵庫県西脇市野村町 1 丁目 1 番 1 号
本 籍	兵庫県西脇市郷瀬町 1 0 0 0 0 番地 番号	兵庫県西脇市野村町 一丁目 1 番地 番号

証人について
 成年者(18歳以上)であれば
 どなたでも証人になれますが、
 本人が自署してください。
 押印は任意です。

(証人の例)
 両親、兄弟姉妹、
 友人知人など

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について ☒ 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの...
親子交流について ☒ 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離...
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、...
養育費の分担について ☒ 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 養育費：経済的に自立し...

未成年(18歳未満)の子がいる
 とき、どちらかにチェックを入れて
 ください。

★届出について

本人確認書類をお持ちください。
 土日祝日でも届出することはできますが、記入内容に不備があると手続きができないことがあります。
 ご不明な点はお問い合わせください。
 ◎平日の事前審査をお勧めします。
 そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき→調停調書の謄本、審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本、認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

問合せ先：西脇市役所 戸籍住民課 Tel 0795-22-3111 (内線 1031・1033)

